

重要事項説明書

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 介護福祉サービス
代表者氏名	代表取締役 伊藤 健太
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	名古屋市港区小碓1丁目232番地 (電話 052-384-8600・FAX 番号 052-384-8660)
法人設立年月日	1999(平成11)年7月9日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター ほっとひと生き
事業所の種類 介護保険指定 事業所番号	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 2391100027
事業所所在地	名古屋市港区小碓1丁目232番地
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 052-384-8600・FAX 番号 052-384-8660 (相談担当者氏名 民谷 歩)
事業所の通常の 事業の実施地域	名古屋市港区・中川区
利用定員	12名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社介護福祉サービスが開設するデイサービスセンターほっとひと生き(以下「事業所」という)が行う、認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員(以下、「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	①事業者は、介護保険法の主旨に沿って、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じそれぞれの役割をもって自立した日常生活を営むことができるよう、適切な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 ②事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。 ③事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日（祝祭日は営業、12月30日～1月3日を除く）
サービス提供時間	営業日の9時45分～16時00分
延長サービス提供時間	1時間あたり1,500円（別途契約）

(5) 事業所の職員体制

管理者	（氏名） 花木 崇博
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。4 利用者へ認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画を交付します。5 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実施状況の把握及び認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行います。	常勤 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none">1 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤 1名 兼任 1名
介護職員	<ol style="list-style-type: none">1 地認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の介護を行います。	4名以上
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none">1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成します。 2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対	個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。

するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
--------------------------------	-------------	---

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護従業者の禁止行為

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護従業者は、サービスの提供に当たって次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額については、重要事項説明書の「別表」のとおりです。

(4) 介護保険給付対象外の費用は、重要事項説明書の「別表」のとおりです。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求書をご確認のうえ、請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合（特に名古屋市外に転出される場合）は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画」に基づいて行います。なお「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	花木 崇博
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、家族及び利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供に際し、事業者又は施設職員の故意又は重過失によって事故が発生した場合は、通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負うものとし、但し、不可抗力による発生した事故に関して事業者の責任は免責され、利用者の故意、過失又は施設からの注意事項に違反が認められる場合には、利用者の責任の度合いに応じて、本条の責任は免責又は減額されるものとし、また、事業者が負う損害賠償責任については、金 10,000,000 円を上限とし、上限額を超える金額は免責されるものとし、

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	AIG 損保
保険名	事業包括保険
補償の概要	賠償責任に関する補償

10 心身の状況の把握

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとし、

11 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12 サービス提供の記録

- ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で当該の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14 衛生管理等

- ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします

○苦情受付担当者 生活相談員 民谷 歩 電話 052-384-8600

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者 管理者 花木 崇博

○当事業所に対する苦情は、面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受けつけます。

○苦情受付担当者が受けつけた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。

○苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

○苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について一定期間後その結果を報告します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 名古屋市港区小碓1丁目232番地 電話番号 052-384-8600 ファックス番号 052-384-8660 受付時間 8:30～17:30 (日休み)
【市町村(保険者)の窓口】 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 東桜分室	所在地 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話番号 052-959-3087 ファックス番号 052-959-4155 受付時間 8:45～17:15 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 ファックス番号 052-962-8870 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2022年11月

実施した評価機関の名称	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
評価結果の開示状況	掲示板等

デイサービスセンターほっとひと生き料金表 (別紙)

●介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金(1日あたり)

2026年2月1日現在

《認知症対応型通所介護》		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本介護報酬	単位数	760	851	880	974	1,066	1,161	1,256	
入浴介助加算(Ⅰ) 入浴される方	単位数	40	40	40	40	40	40	40	
個別機能訓練加算(Ⅰ) 対象の方	単位数	27	27	27	27	27	27	27	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護福祉士の割合が70%以上)	単位数	22	22	22	22	22	22	22	
小 計		849	940	969	1,063	1,155	1,250	1,345	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (上記の総月単位数18.1%)	単位数								
介護給付金(単位合計)	単位数	849	940	969	1,063	1,155	1,250	1,345	
介護給付金(単位合計×10.83)	円	9,194	10,180	10,494	11,512	12,508	13,537	14,566	
1割負担	利用料(1割相当)	円	919	1,018	1,049	1,151	1,250	1,353	1,456
	食費(1食あたり)	円	700	700	700	700	700	700	700
	お客様負担料金	円	1,619	1,718	1,749	1,851	1,950	2,053	2,156
2割負担	利用料(2割相当)	円	1,838	2,036	2,098	2,302	2,500	2,706	2,912
	食費(1食あたり)	円	700	700	700	700	700	700	700
	お客様負担料金	円	2,538	2,736	2,798	3,002	3,200	3,406	3,612
3割負担	利用料(3割相当)	円	2,757	3,054	3,147	3,453	3,750	4,059	4,368
	食費(1食あたり)	円	700	700	700	700	700	700	700
	お客様負担料金	円	3,457	3,754	3,847	4,153	4,450	4,759	5,068

◎ 若年性認知症の方(60～65歳)は、1日あたり64円加算されます。

●介護保険給付対象外のサービスの内容及び利用料金

食事の提供に伴う食費(おやつ代を含む)	700円
介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用について	10割負担(超過分は介護保険の給付額なし)
通常の実施地域(港区・中川区)外への送迎について	実施地域外につき1kmあたり30円 (但し、利用者及び家族の同意を得た上で徴収)
リハビリパンツ等の交換される方について (事業所から提供する場合のみ)	リハビリパンツ M・L 170円/枚 LL 180円/枚 尿取りパット 45円/枚
入浴時のタオル使用料	入浴一回につき80円
利用キャンセルの場合について	利用当日の午前8時30分までに、電話等で連絡 していただければ無料 但し、無断で休まれた場合は、1日につき 1,000円徴収
サービス提供時間(9時45分～16時00分)以外の延長利用について	1時間あたり1,500円